

# インフルエンザにかからないために 予防接種を！



これから寒くなり、空気が乾燥してくる冬を迎えます。冬はインフルエンザがはやるシーズンです。ワクチンの接種や、日ごろの注意などでインフルエンザにかからないよう、また、かかって重くならないように気をつけましょう。

## インフルエンザQ&A

**Q** インフルエンザと普通の風邪より重症になりやすいので、注意が必要です。インフルエンザにかかると、咳やのどの痛み、鼻汁が出るなどのほか、四〇度近い発熱を伴い、関節痛、筋肉痛など全

**A** インフルエンザは、インフルエンザウイルスによって起こる感染症で、普通の風邪より重症になりやすいので、注意が必要です。インフルエンザにかかると、咳やのどの痛み、鼻汁が出るなどのほか、四〇度近い発熱を伴い、関節痛、筋肉痛など全

身にさまざまな症状があらわれます。さらに気管支炎、肺炎などを併発し、重症になると、体力が衰えている方は生命にかかわることもありま。特に高齢者や基礎疾患のある方、乳幼児などは注意が必要です。

**Q** インフルエンザの予防策はありますか？

**A** 流行する前にインフルエンザの予防接種を受けることです。予防接種はインフルエンザにかかると、あるいはかかっても重症になることを防ぐ効果があります。現在、インフルエンザの予防接種は任意で行うものとされていますので、接種費用は自己負担になります。予防接種を受けるときには、自分の健康状態(持病のことなど)を医師にはっきり伝え、十分相談するようにしてください。

**Q** インフルエンザが流行し出したときの対処は？

**A** インフルエンザが流行し出したら、なるべく人込みは避けましょう。特に高齢者や基礎疾患がある人は、繁華街など人のたくさん



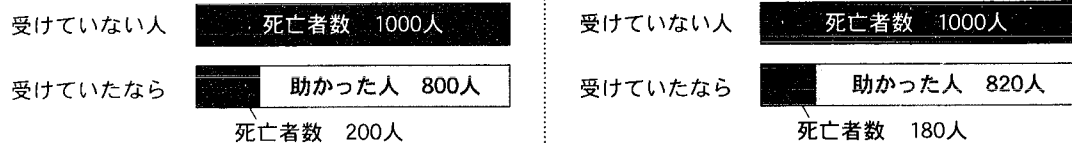
いる場所への外出は控えましょう。また、インフルエンザウイルスは湿気に弱いので、加湿器などを使って室内の湿度を適度に保つことも大事です。バランスの良い食事をし、睡眠を十分にとり、うがい、手洗いをまめに行うことも効果があり、おすすすめします。

**Q** インフルエンザにかかったかと思ったら？

**A** ただの風邪だとあなどらないで、早めに病院や診療所などの医療機関を受診してください。安静にして、水分の補給、休養を十分にとること。早めにきちんと治療をすることは、自分の体を守るだけでなく、他人にうつさないという意味でも重要です。

## インフルエンザワクチンの有効性に関する調査

予防接種を受けていない人が受けていた場合と死亡者数の比較(施設入所者の場合)



資料：CDC「MMWR」より作成 (CDC…米国疾病管理センター)

資料：主任研究者 神谷 齊 「ワクチン等による予防治療に関する研究(インフルエンザワクチンの効果に関する研究)」より作成

〈出典：平成12年版厚生白書〉

## 平成13年1月1日から

育児休業給付、介護休業給付の給付率が引き上げられます。

少子・高齢化社会の進展に対応し、仕事と家庭の両立の支援・充実を図るため、給付率が引き上げられます。

現行 25% → 改正後 40%

教育訓練給付の支給額の上限が引き上げられます。

現行 20万円 → 改正後 30万円

## 平成13年4月1日から

基本手当の支給日数が、離職理由によって異なるようになります。

年齢に応じて一律に給付が増加する現行の給付日数体系が見直され、定年退職者など離職前からあらかじめ再就職の準備ができるような人には、「一般の離職者」として給付日数を付与する一方で、再就職の準備を行う時間的余裕なく「倒産・解雇等により離職した人」に対する給付日数を重点化します。具体的には右の表のとおりとなります。

再就職手当の支給額の計算方式が変わります。

基本手当を受給中に就職した場合に支給される「再就職手当」。現行では、所定給付日数及び支給残日数の区分に応じた支給額になっていますが、改正後は、基本手当の支給残日数の3分の1に相当する日数分の額になります。

# 雇用保険制度が変わります！

雇用保険は、雇用されて働く人たちのセーフティー・ネット。失業して再就職先が見つからないときや、育児休業・介護休業で収入がないときも、雇用保険の支援が助けになります。倒産などによる失業や、仕事をしながら育児・介護をする人が増えているいま、雇用保険の役割はますます重要になっていきます。こうした社会状況に対応するため、雇用保険法が平成12年4月に一部改正され、平成13年から段階的に施行されます。

○雇用保険の受給手続きのお問い合わせはお近くのハローワークへ。  
○ハローワーク・インターネットサービスもご利用ください。http://www.hellowork.go.jp/

## 改正後の所定給付日数

### ●一般の離職者に対する給付日数

区分	被保険者であった期間			
	5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
一般被保険者	90日	120日	150日	180日

### ●倒産・解雇による離職者に対する給付日数

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満		90日	180日	210日	240日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※パート労働者の方や障害者等の就職困難者には、別途、日数が規定されています。

パートタイム労働者や登録型派遣労働者に対する適用が拡大されます。

現在、短時間労働者や登録型派遣労働者の人が雇用保険の被保険者となるためには、①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②1年以上引き続き雇用されることが見込まれること ③年収90万円以上であると見込まれること……の要件を満たしている必要がありますが、今後は、この適用基準から③が廃止され、被保険者の幅が広がります。また、登録型派遣労働者が短期の派遣を繰り返す場合にも適用対象となることを、適用基準の上で明確化することとなっています。